

山梨県公報

第千四百七十八号

平成十六年

五月二十四日

月 曜 日

目次

漁業協同組合の遊漁規則の認可……………三三三
 建築基準法に基づく道路位置指定……………三六二
 換地計画の決定(二件)……………三六三
公 告
 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三六三
 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者
 の変更の届出……………三六四
 開発行為に関する工事の完了について……………三六四
 土地改良区役員の退任及び就任(四件)……………三六五

告 示

山梨県告示第千四百七十五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第一項の規定により、各漁業協同組合の第五種共同漁業権遊漁規則を次のとおり認可した。

平成十六年五月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
峡北漁業協同組合	韮崎市円野町下円井上河原三十六番地の二	内共第一号
山梨中央漁業協同組合	甲府市下飯田二丁目八番三十四号	内共第一号
峡東漁業協同組合	山梨市正徳寺千九百二十番地	内共第三号

漁業協同組合の名称	魚種	漁具又は漁法	区域	期間
富士川漁業協同組合			西八代郡下部町波高島下河原百六十番地	内共第四号
早川漁業協同組合			南巨摩郡早川町高住七百五十八番地	内共第五号
丹波川漁業協同組合			北都留郡丹波山村八百九十番地	内共第六号
小菅村漁業協同組合			北都留郡小菅村六千四百三十一番地	内共第七号
桂川漁業協同組合			北都留郡上野原町上野原二千五百八十番地	内共第八号
都留漁業協同組合			南都留郡西桂町下暮地七百八十八番地	内共第九号
秋山漁業協同組合			南都留郡秋山村七千六百二十二番地	内共第十号
忍草漁業協同組合			南都留郡忍野村忍草三百七十一番地	内共第十一号
道志村漁業協同組合			南都留郡道志村六千八百一十一番地	内共第十二号
山中湖漁業協同組合			南都留郡山中湖村山中百三十六番地	内共第十三号
河口湖漁業協同組合			南都留郡富士河口湖町河口二千九百八十五番地	内共第十四号
西湖漁業協同組合			南都留郡富士河口湖町西湖二百九十五番地	内共第十五号
精進湖漁業協同組合			西八代郡上九一色村精進五百十四番地	内共第十六号
本栖湖漁業協同組合			西八代郡上九一色村本栖三百二十番地	内共第十七号
道志村漁業協同組合			南都留郡道志村六千八百一十一番地	内共第十八号
相模川漁業協同組合連合会			神奈川県厚木市三田千九百二十八番地	

二 遊漁についての制限の範囲
 1 遊漁の方法等については、次表のものでしか行つてはならない。

漁業権者の名称	魚種	漁具又は漁法	区域	期間

山梨中央 漁業協同 組合										峡北漁業 協同組合									
あゆ いわな及びや まめ					あゆ うなぎ、あゆ 、おいかわ、 うぐい及びこ い					あゆ うなぎ、おい かわ及びこい うぐい					あゆ いわな、にじ ます及びやま め				
さお釣りのう ち友釣り					さお釣りのう ちさくり及び ころがし					さお釣りのう ちさくり及び 置針					さお釣りのう ち友釣り				
全域					釜無川					全域					全域 (塩川ダ ム貯水池を除 く。)				
九月十五日から九月三十日まで					解禁日の午前四時から十一月三十日まで					九月十五日から十一月三十日まで					一月一日から十二月三十一日まで(以下「通年」という。)				
四月及び五月を除く通年					九月一日から十一月三十日まで					三月一日から九月三十日まで					三月一日から九月三十日まで				
四月を除く通年					通年					通年					通年				
富士川漁業協同組合										早川漁業協同組合									
あゆ					あゆ					あゆ いわな、にじ ます及びやま め					あゆ いわな、にじ ます及びやま め				
さお釣りのう ち友釣り					さお釣りのう ちさくり及び ころがし					さお釣りのう ち友釣り					さお釣りのう ちさくり及び 置針				
全域					全域					全域					全域				
解禁日から十一月三十日まで					九月一日から十一月三十日まで					四月を除く通年					三月一日の夜明けから三月三十日まで				
四月を除く通年					三月一日の夜明けから九月三十日まで					三月一日の夜明けから九月三十日まで					三月十五日から九月三十一日まで				
解禁日から九月三十日まで					四月を除く通年					三月一日の夜明けから九月三十日まで					三月十五日から九月三十一日まで				

桂川漁業協同組合		小菅村漁業協同組合		丹波川漁業協同組合			
あゆ		うぐい にじます		あゆ		ます、やまめ 及びこい うぐい にじます	
さお釣りのうち友釣り 自由釣り		さお釣り		さお釣りのうち友釣り			
ホリジロ(松留)堰堤上流二百七十メートルの地点から上流の桂川本支流及び巖島橋から上流の鶴川		田元橋から腰越橋までの小菅川本流		全域		弁天橋上流千二百メートルから下流五百メートルまでの間の早川本流	
九月一日から十一月三十日まで		通年		四月を除く解禁日から九月三十日まで		四月を除く三月十五日から九月三十日まで 二月十五日から三月十四日まで	

都留漁業協同組合							
あゆ		うなぎ		おいかわ		うぐい ます及びやま いわな、にじ め	
さお釣りのうち毛針釣り		さお釣りのうち友釣り		さお釣りのうち毛針釣り		さお釣りのうち毛針釣り	
川茂堰堤から上流		川茂堰堤から下流		全域		全域	
九月一日から九月三十日まで		十一月三十日まで		通年		四月を除く通年 九月一日から十一月三十日まで 通年	

道志村漁業協同組合(内共第十二号に係るも)		忍草漁業協同組合		秋山漁業協同組合							
いわな、にじます及びやま	あゆ	いわな、ぶらうんます、にじます及びやまめ	うぐい	いわな、にじます及びやまめ	あゆ	うぐい	にじます	いわな、にじます及びやまめ	さお釣り	さお釣り	さお釣り
さお釣り	さお釣りのうち友釣り	さお釣り		さお釣り	さお釣りのうちさくり及びころがし						
全域	全域	全域	全域	全域	全域	川茂堰堤から下流	川茂堰堤から上流	川茂堰堤から下流	川茂堰堤から下流	川茂堰堤から上流	全域(にじますは川茂堰堤から下流を除く)
三月一日から九月三十日まで	解禁日から十月十五日まで	三月十五日から九月三十日まで	四月を除く三月一日の午前四時から九月三十日まで	三月一日の午前四時から九月三十日まで	解禁日の午前四時から八月二十六日の午前四時から九月三十日まで	解禁日の午前四時から八月二十五日まで	八月二十六日の午前四時から九月三十日まで	四月及び五月を除く通年	四月及び五月を除く解禁日の午前五時から九月三十日まで	通年	解禁日の午前五時から九月三十日まで
本栖湖漁業協同組合	精進湖漁業協同組合	西湖漁業協同組合	河口湖漁業協同組合	山中湖漁業協同組合	のに限る		め		うなぎ	うぐい	うなぎ
さお釣り	さお釣り及び置針	さお釣り	さお釣り	さお釣り	わかさぎ	わかさぎ、ふな、うなぎ、こい、うぐい、おいかわ及びおおくちばす	わかさぎ、ふな、うなぎ、にじます、おいかわ、こい、ふな及びおおくちばす	わかさぎ、ふな、うなぎ、こい、うぐい、おいかわ及びおおくちばす	さお釣り	さお釣り	置針
全域	全域	全域	全域	全域	全域	全域	全域	全域	全域	全域	全域
三月二十五日から四月	通年	通年	通年	三月一日から五月三十一日まで及び九月一日から十二月三十一日まで	通年	一月一日から三月三十一日まで及び十月一日から十二月三十一日まで	通年	通年	四月を除く三月一日から九月三十日まで	通年	通年

業協同組合	うなぎ、わかさぎ、にじます、おいかわ及びこい	あゆ	さお釣りのうち友釣り	全域	通年	二十五日まで及び十月二十五日から十一月二十五日までの間で漁協が公示する期間
	いわな、にじます及びやまめ	さお釣り	全域	解禁日から十月十四日まで		
相模川漁業協同組合連合会	うなぎ	置針				四月を除く三月十五日から九月三十日まで
道志村漁業協同組合（内共第十八号に係るものに限る。）及び相模川漁業協同組合連合会	うぐい	さお釣り				三月一日から九月三十日まで

注 1 この表の区域の欄においては、禁漁区が設定又は知事が同意した河川の釣堀的事業が実施されている場合は、これを除く。

2 この表の区域の欄中「全域」とは、各漁業協同組合管内の漁場区域全域のことをいう。

3 峡北漁業協同組合、山梨中央漁業協同組合、峡東漁業協同組合、富士川漁業協同組合及び早川漁業協同組合の「やまめ」は標準和名「あまこ」のことである。以下同じ。

1 この表の期間の欄中、秋山漁業協同組合においては夜間を、忍草漁業協同組合及び河口湖漁業協同組合においては日没一時間後から日の出一時間前までの間を除く。

2 尾数及び全長の制限等については、次表のとおりとする。

漁業権者の名称	魚種	制限尾数	制限全長	区域
山梨中央漁業協同組合	やまめ及びいわな	二十尾	十五センチメートル	全域

道志村漁業協同組合（内共第十八号に係るものに限る。）	やまめ	二十尾	十五センチメートル	全域	峡東漁業協同組合	やまめ、いわな及びにじます	十五センチメートル	全域	小菅村漁業協同組合	やまめ、いわな、にじます及びうぐい	五尾	小菅村橋立地区上流の第一堰堤から上流の小菅川
河口湖漁業協同組合	おおくちばす	二十五センチメートル	十八センチメートル	全域	秋山漁業協同組合	やまめ	十五センチメートル	全域	都留漁業協同組合	やまめ、いわな及びにじます	二十尾	全域
本栖湖漁業協同組合	ひめます	三十尾	十八センチメートル	全域	道志村漁業協同組合（内共第十二号に係るものに限る。）	やまめ	十五センチメートル	全域（道志川フィッシングセンターを除く。）	小菅村漁業協同組合	やまめ、いわな、にじます及びうぐい	二十尾	小菅村橋立地区上流の第一堰堤から上流の小菅川

のに限る。 ）及び相模 川漁業協同 組合連合会			
----------------------------------	--	--	--

注 この表において「制限尾数」とは1人1日当たり採捕できる最大の尾数のことをいい、「制限全長」とは採捕してはならない最大の大きさのことをいう。
3 禁猟区域及び禁漁期間等については、次表のとおりとする。

漁業権者の名称	魚種	禁漁区域	禁漁期間
山梨中央漁業協同組合	全魚	甲府市小瀬スポーツ公園内の蛭沢川、昇仙峡仙娥滝から石門との間の荒川及び上芦沢橋から敷島町水道取り入れとの間の亀沢川	通年
小菅村漁業協同組合	全魚	小菅川本流の合流点から上流の宮川、山沢川及び玉川の全域	解禁日から九月三十日まで
桂川漁業協同組合	全魚	桂川ホリジロ（松留）堰堤及び葛野川金竜寺下堰堤の各々上下二百七十メートルの桂川の区域 桂川駒橋発電所取水堰堤の上下二百七十メートルの桂川の区域	通年 十一月一日から七月三十一日まで
道志村漁業協同組合	全魚	道志川本流の合流点から上流の椿沢、室久保川、道坂川及び御正体沢（坂の沢、桐久保沢）の全域	通年
河口湖漁業協同組合	全魚	レークランド前ワンド（富士河口湖町宝司塚一、〇八〇番地の一から同町京塚九四二番地を結ぶ線の岸側）と久保井ワンド（同町久保井坂下二、六二一番地二から同町久保井坂下二、六七一番地の一を結ぶ線の岸側）で標柱で指示した区域	四月一日から六月三十日まで
西湖漁業協同組合	わかさぎ	駒形浜から長崎の突端までの間、小路原中央部から中の鼻突端までの間及び喉首突端から西湖キャンプ場中央までの間	三月一日から五月三十日まで

全魚	駒形の漁協人工河川左右二十五メートル、沖合三十メートル	九月一日から十二月三十一日まで
----	-----------------------------	-----------------

4 漁法の制限等については、次表のとおりとする。

漁業権者の名称	制限の種類	魚種	区域	期間	制限の内容
小菅村漁業協同組合	再放流する場合以外の禁漁	やまめ、いわな、にじます、及びうぐい	小菅村セト二千二百二十番地の四の標柱から金風呂橋との間の小菅川	解禁日から九月三十日まで	上記のとおり禁漁とする。ただし、釣った魚を直ちに再放流（リリース）する場合は、この限りではない。
山中湖漁業協同組合	おおくちばすの持ち出し禁止	おおくちばす	全域	通年	おおくちばすを生かしたまま山中湖から持ち出してはならない。 水産動植物の保護又は危険防止のため組合が指示する事項を遵守しなければならない。
河口湖漁業協同組合	漁法の制限	全魚種	浅川・河口・大石・長浜の各ワンドの標柱で示した区域の五十メートル沖まで	十一月二十日から三月二十日まで	フライ釣り以外の漁法をしてはならない。
全域				通年	さおは二本以内とする。胴付仕掛け（魚種がわかさぎの場合を除く）、撒き餌（魚種がこい及びふなの場合を除く。）及びトロリングを使用してはならない。

本栖湖漁業協同組合	漁法の制限 全魚種 全域	五月一日から六月三十日まで	水産動植物の保護又は危険防止のため組合が指示する事項を遵守しなければならない。	おおくちばすを生かしたまま河口湖から持ち出してはならない。	おおくち パスの持ち出し禁止	おおくちばす	全域	通年	おおくちばすを生かしたまま西湖から持ち出してはならない。	おおくち パスの持ち出し禁止	おおくちばす	全域	通年	おおくちばすを生かしたまま西湖から持ち出してはならない。									
															精進湖漁業協同組合	その他の制限 全魚種 全域	通年	水産動植物の保護又は危険防止のため組合が指示する事項を遵守しなければならない。	おおくちばすを生かしたまま西湖から持ち出してはならない。	おおくちばす	全域	通年	おおくちばすを生かしたまま西湖から持ち出してはならない。

三 遊漁料の額及びその納付の方法

1 各漁業者の漁場区域内において遊漁をする場合は、次表のとおり遊漁料を納付するものとする。

漁業者の名称	遊漁承認に係る魚種の区分	遊漁承認期間	遊漁料		摘要
			前売り	現場売り	
山梨中央漁業協同組合	あゆ以外の魚種	一年	千八百円	二千四百円	中学生は上記の額の二分の一の額 肢体不自由者及び七十五歳以上の者が一年間遊漁する場合には、上記の額の二分の一の額は無料
			千八百円	二千四百円	
山梨中央漁業協同組合	あゆ	一年	千八百円	二千四百円	中学生は上記の額の二分の一の額 肢体不自由者及び七十五歳以上の者が一年間遊漁する場合には、上記の額の二分の一の額は無料
			千八百円	二千四百円	

小菅村漁	丹波川漁業協同組合	早川漁業協同組合	富士川漁業協同組合	峡東漁業協同組合		あゆ以外の魚種		あゆ		あゆ以外の魚種		あゆ		たりに三千円 陣馬橋市民いこいの釣場においては七十歳以上の者は無料
				全魚種	あゆ以外の魚種	あゆ	全魚種	あゆ以外の魚種	あゆ	全魚種	あゆ以外の魚種	あゆ	全魚種	
全魚種	あゆ以外の魚種	あゆ	全魚種	あゆ以外の魚種	あゆ	全魚種	あゆ以外の魚種	あゆ	全魚種	あゆ以外の魚種	あゆ	全魚種	あゆ以外の魚種	あゆ
一日	一年	一日	一年	一日	一年	一日	一年	一日	一年	一日	一年	一日	一年	一日
八百円	四千円	八百円	四千円	八百円	四千円	八百円	四千円	八百円	四千円	八百円	四千円	八百円	四千円	八百円
千二百円	千二百円	千二百円	千二百円	千二百円	千二百円	千二百円	千二百円	千二百円	千二百円	千二百円	千二百円	千二百円	千二百円	千二百円
中学生、肢体不自由者及	中学生及び女性は無料 五級以上の肢体不自由者は無料	中学生、肢体不自由者は無料 女性は上記の額の二分の一の額	中学生は無料 肢体不自由者は上記の額の二分の一の額	中学生は上記の額の二分の一の額										

山中湖漁業協同組合	全魚種	一日	千円	五百二十円	中学生、肢体不自由者、 の額
		一年	五千円		
道志村漁業協同組合（内共第十二号に係るものに限り）	あゆ以外の魚種	一日	千円	二千円	中学生及び肢体不自由者は上記の額の二分の一の額
		一年	七千円		
忍草漁業協同組合	全魚種	一日	八百円	千二百円	中学生、肢体不自由者、女性及び七十歳以上の者は上記の額の二分の一の額
		一年	四千円		
秋山漁業協同組合	あゆ以外の魚種	一日	千円	千五百円	中学生、肢体不自由者及び女性は上記の額の二分の一の額
		一年	七千円		
都留漁業協同組合	あゆ以外の魚種	一日	千二百円	千五百円	全魚種の場合にあっては、肢体不自由者及び女性には四千円、中学生は二千五百円、高校生は三千五百円
		一年	八千円		
桂川漁業協同組合	あゆ以外の魚種	一日	八百円	千二百円	中学生は無料
		一年	七千三百五十円		
業協同組合		一年	四千円		女性及び七十歳以上の者は上記の額の二分の一の額

注 1 三三に掲げる河川の釣り堀的事业（河川を釣り堀として遊漁の用に供する

業協同組合	全魚種	一年	七千三百円	女性及び七十歳以上の者は上記の額の二分の一の額
		一日	千五百七十円	
河口湖漁業協同組合	全魚種	一年	一万二千六百円	中学生及び肢体不自由者は上記の額の二分の一の額
		一日	千五百七十円	
西湖漁業協同組合	あゆ、わかさぎ及びやまめ	一日	千五百円	中学生及び女性は上記の額の二分の一の額、肢体不自由者は無料
		一年	六千円	
精進湖漁業協同組合	あゆ、わかさぎ及びやまめ以外の魚種	一日	六百円	中学生は無料、女性は上記の額の二分の一の額、組合指定の放流事業協賛者は一日当たり五百円
		一年	五千円	
本栖湖漁業協同組合	あゆ、わかさぎ以外の魚種	一日	三百五十円	中学生及び肢体不自由者は上記の額の二分の一の額
		一年	八百円	
道志村漁業協同組合（内共第十八号に係るものに限り）及び相模川漁業協同組合連合会	あゆ以外の魚種	一日	千円	中学生及び肢体不自由者は上記の額の二分の一の額
		一年	七千円	

事業で、知事の同意を受けたものをいう。(実施区域においては、この表を適用しない。)

2 この表において、「前売り」とは、組合事務所又は組合の指定する場所において納付するときの遊漁料をいい、「現場売り」とは、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料をいう。

3 すべての漁業者の漁場区域において、小学生以下は無料とする。

2 各漁業者に係るすべての漁場区域内において遊漁をする場合は、次表のとおり遊漁料を納付するものとする。

漁場区域	県下共通遊漁承認証に係る魚種の区分		遊漁承認期間	漁具又は漁法	遊漁料
	あゆ	あゆ、ひめます並びに西湖のわかさぎ及びやまめ以外の魚種			
各漁業者に係るすべての漁場区域	あゆ	あゆ、ひめます並びに西湖のわかさぎ及びやまめ以外の魚種	一年	さお釣り	二万八千円
			一年	さお釣り	二万千円

注 1 三三に掲げる河川の釣り堀的事業実施区域では、この表を適用しない。

2 遊漁者は、山梨県漁業協同組合連合会又は同連合会の指定する場所において当該遊漁料をあらかじめ納付するものとする。

3 遊漁者は、二の遊漁の制限の範囲内で遊漁をするものとする。

3 河川の釣り堀的事業実施区域において遊漁をする場合は、次表の方法等で行ってはならない。また、遊漁をする場合は、次表のとおり特別遊漁料を納付するものとする。

名称	所在地	期間	魚種又は漁法等		特別遊漁料
			魚種又は漁法等	特別遊漁料	
小菅村 営第一 釣場	北都留郡小菅村字池之尻川原四千三百八番地先標柱一 号と同村字池之尻川原四千三百九番地先標柱二号を結ぶ直線から同村字田元四千五十七番地先標柱三号と同村字転石四千三百六十九番地先標柱四号を結ぶ直線までの区域	一日	いわな及びやまめ	高校生以上は四千元 中学生以下は二千元	
			にじます	高校生以上は二千五百円 中学生以下は千三百円	
			いわな、やまめ及びにじますの擬似	高校生以上は三千円 中学生以下は千五百円	

名称	所在地	期間	魚種又は漁法等		特別遊漁料
			魚種又は漁法等	特別遊漁料	
小菅村 営第二 釣場	北都留郡小菅村字白沢夏地千八百六十三番の二地先標柱一 号と同村字工ボシ千九百五十八番地先標柱二号を結ぶ直線から同村字ムツカ千九百七十番地先標柱三号と同村字発沢千九百八十二番地先標柱四号を結ぶ直線までの区域	一日	いわな及びやまめ	高校生以上は四千元 中学生以下は二千元	
			にじます	高校生以上は二千五百円 中学生以下は千三百円	
丹波山村川つり場	北都留郡丹波山村字清水千三百七十八番地先標柱一 号と同村字奥秋河原東千九百六十三番地先標柱二号を結ぶ直線から同村字ちの久保二千八百八十三番の二地先標柱三号と同村字西船井八百七十三番の二地先標柱四号を結ぶ直線までの区域	一日	やまめ及びにじます	三千円	
上野原町特設釣場	北都留郡上野原町西原字阿寺沢七千八十一番の一地先標柱一 号と同町西原字平野田九百十五番地先標柱二号を結ぶ直線から同町西原字平野田向七千三百七番の一地先標柱三号と同町西原字平野田八百十二番の一地先標柱四号を結ぶ直線までの区域	一日	いわな及びやまめ	四千八百六十円	
			にじます	三千二十円	
川俣川 渓流釣 場	川俣川月の木上橋から五十メートル下流の地点から東沢と西沢の合流点までの区域	一日	いわな及びやまめ	四千二百円	
			にじます	三千百五十円	
鹿留川 ふる里 釣場	都留市鹿留山梨県有林三十一 林班は十四小班地先標柱一 号と同市鹿留財産区所有地三千八百五十四番地先標	一日	いわな及びやまめ	四千百円	
			にじます	三千二百円	

道志川 溪流フ イッシ ングセ ンター	南都留郡道志村九千二百四十六番地先標柱一号と南都留郡道志村八千九百四十六番地先標柱二号の間の直線で七百メートルの区域	一日	やまめ にじます フライ専 用区はや まめ及び にじます 男性は三千円 女性は二千円	三千円 二千八百円	柱二号を結ぶ直線から同市鹿留千五百三十一番地先標柱三号と同市鹿留千六百三十七番地先標柱四号を結ぶ直線までの区域
早川町 菅保川 溪流釣 堀場	保集落かんがい用水頭首工えん堰堤から五百メートル下流の地点までの区域	半日	やまめ及 びにしま す	中学生以上は二千五百円 小学生以下は千五百円	
大蔵沢 川溪流 釣場	大蔵沢橋から百メートル下流の地点から三百メートル下流の地点までの区域	半日	やまめ にじます	中学生以上は二千八百円 小学生以下は千八百円 中学生以上は二千三百円 小学生以下は千四百円	
御庵沢 渓谷渓 流釣場	南アルプス市須沢字古宮百二十四番地先標柱一号と同市須沢字むかい六十三番の乙地先標柱二号を結ぶ直線から同市須沢山梨県有林六十林班に四小班地先標柱三号と同市須沢山梨県有林六十四林班に二十三小班地先標柱四号を結ぶ直線までの区域	一日	にじます いわな及 びやまめ のルアー 釣り	中学生以上は四千九百円 小学生以下は千八百円 中学生以上は四千九百円 小学生以下は千九百円	
		半日	いわな及 びやまめ のルアー 釣り	中学生以上は三千九百円 小学生以下は千九百円	

真木川 溪流釣 場	大月市大月町真木字川原が又六千六百八十二番地先標柱一号と同市大月町字間明野六千四百六十四番地先標柱二号を結ぶ直線から同市大月町字佃六千二百八十六番地先標柱三号と同市大月町真木字下大久保六千二百一十一番地先標柱四号を結ぶ直線までの区域	一日	いわな及 びやまめ のルアー 釣り	四千八百六十円 三千二十円	十七時 から十 九時
小俣川 溪流釣 場	大月市七保町奈良子棚本二百六十三番地先標柱一号と同市七保町奈良子字追出千四百四番地先標柱二号を結ぶ直線から同市七保町奈良子宝木野七百三番地先標柱三号と同市七保町奈良子字菅沼八百六番地先標柱四号を結ぶ直線までの区域	一日	いわな及 びやまめ にじます	四千八百六十円 三千二十円	
栃代川 溪流釣 堀場	栃代川橋から上流四百メートルヤマメの里振興センター取水場までの区域	一日	いわな、 やまめ及 びにしま す	中学生以上は四千円 小学生以下は二千円	

四 遊漁承認証に関する事項

- 1 漁業権者は、三一の遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付するものとする。
- 2 山梨県漁業協同組合連合会は、三二の遊漁料の納付を受けたときは、共通遊漁承認証を交付するものとする。
- 3 遊漁承認証及び共通遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 5 遊漁に際し守るべき事項

1 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証又は共通遊漁承認証を携帯し、漁場

- 監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 六 漁場監視員に関する事項
 - 1 漁場監視員は、遊漁規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。
 - 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。
 - 七 違反者に対する措置に関する事項
 - 漁業者は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしない。
 - 八 遊漁規則の施行日
 - 平成十六年一月一日

山梨県告示第二百四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

- 平成十六年五月二十四日
- 山梨県知事 山本 栄彦
- 一 道路の位置
 - 1 葭崎市富士見ヶ丘二丁目二四五番一及び二四八番二
 - 二 道路の幅員
 - 最大九・八五メートル 最小五・〇〇メートル
 - 三 道路の延長
 - 三〇・六四七メートル

山梨県告示第二百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営圃場整備事業（須玉地区第二工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

- 平成十六年五月二十四日
- 山梨県知事 山本 栄彦
- 一 縦覧書類
 - 換地計画書の写し
 - 二 縦覧期間
 - 平成十六年五月二十五日から同年六月二十一日まで
 - 三 縦覧場所
 - 須玉町役場
 - 四 異議申立期間
 - 平成十六年六月二十二日から同年七月六日まで

山梨県告示第二百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営圃場整備事業（須玉地区第三工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

- 平成十六年五月二十四日
- 山梨県知事 山本 栄彦
- 一 縦覧書類
 - 換地計画書の写し
 - 二 縦覧期間
 - 平成十六年五月二十五日から同年六月二十一日まで
 - 三 縦覧場所
 - 須玉町役場
 - 四 異議申立期間
 - 平成十六年六月二十二日から同年七月六日まで

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十六年五月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 申請のあった年月日 平成十六年四月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 山梨県行政情報支援機構
 - 2 代表者の氏名 内藤文長
 - 3 主たる事務所の所在地 甲府市貢川本町七番三号
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、行政関係機関と協力して、広く県民及び法人に対して行政情報の発信・提供等に関する事業を行い、情報公開・説明責任を補完・全般的にサポートすることで、広義の地域経済の発展及び産業の振興に資することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十六年四月三十日から同年六月二十九日まで

● 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり広告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年九月二十四日まで縦覧に供する。

平成十六年五月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
ダイワロイアル株式会社 代表取締役社長 越智壯	東京都台東区上野七丁目十四番四号
マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 内山一美	静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 南アルプスガーデン

- (二) 所在地 南アルプス市十五所字西原千四百二十三番四他
- 2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所	ダイワロイアル株式会社 代表取締役社長 越智壯	東京都台東区上野七丁目十四番四号
	マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 内山一美	静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一
	マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 内山一美	静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一
	株式会社大創産業 代表取締役社長 矢野博丈	広島県東広島市西条町大字吉行字向一番地六十
	兼松コミュニケーションズ株式会社 代表取締役 中條正	東京都新宿区西新宿八丁目五番一号
	株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎	東京都府中市若松町一丁目三八番地の一
	株式会社バスポート 代表取締役 水野純	東京都品川区西五反田七丁目一十二番十七号
	株式会社イーピーシー・マート 代表取締役社長 金城正宏	東京都渋谷区神南一丁目十一番五号
	株式会社西松屋チエーン 代表取締役 大村史	兵庫県姫路市飾東町庄二百六十六番地の一

3 変更の年月日

平成十六年四月二十日

届出年月日

平成十六年五月七日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る開発の行為に
関する工事は、完了した。

平成十六年五月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

北巨摩郡高根町村山西割四二八三の五〇及び四二八三の二〇六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都台東区雷門二丁目二番地六号 宗教法人G L A総合本部 代表役員 関芳郎

● 土地改良区役員の内任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十四条において準用する第十八条
第十六項の規定により、釜無川右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任及び就任
した旨届出があった。

平成十六年五月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	石井 丑蔵	韮崎市神山町鍋山一七五九番地	平成十六年四月十八日
同	小野 修一	同 旭町上条北割二二二六番地	同
同	金丸 敏範	南アルプス市野牛島二〇五三番地	同
同	石川 豊	同 小笠原一五七一 二番地	同
同	清水 茂敏	同 百々二九七〇番地	同
同	秋山 芳文	同 韮崎市旭町上条北割六〇三番地	同
同	武川 文三	同 大草町下条中割七一 一八番地	同
同	杉山 好幸	同 南アルプス市曲輪田新田六〇三番地	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	石井 丑蔵	同 韮崎市神山町鍋山一七五九番地	平成十六年四月十九日
同	河西 進一	同 南アルプス市有野七八九番地	同
同	河西 進一	同 有野七八九番地	同
同	有野 一	同 有野三五〇番地	同
同	相原 智徳	同 有野二八三七番地	同
同	中込 嘉重	同 飯野二〇七五番地	同
同	斎藤 辰雄	同 沢登四七一番地	同
同	功刀 孝雄	同 上今井三一九番地	同
同	東條 直道	同 曲輪田二五五五番地	同
同	杉山 正直	同 下一之瀬二五一番地	同
同	小池 正夫	同 十日市場二〇一三番地	同
同	市川 元就	同 鏡中条四六四番地	同
同	高石 鷹雄	同 湯沢九〇七番地	同
同	西野 速雄	同 野牛島一七三七番地	同
同	斎藤 哲男	同 野牛島一五八番地	同
監事	五味 昇孝	同 吉田二九番地	同
同	竹野 富夫	同 下今諏訪三七番地	同
同	飯野 孝寛	同 飯野新田七四〇番地	同

監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五味昇孝	中込量	西野速雄	高石鷹雄	市川元就	小池正夫	杉山正直	東條直道	功刀孝雄	中込嘉重	相原智徳	有野一	中沢将	秋山芳文	高左右幹雄	清水茂敏	金丸敏範	小野修一	石川豊	斎藤辰雄
同	同	同	同	同	同地	同地	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
吉田二九番地	二二五〇番地	野牛島一七三七番地	湯沢九〇七番地	鏡中条四六四番地	十日市場二〇二三番地	下一之瀬二五一番地	曲輪田二五五五番地	上今井三一九番地	飯野二〇七五番地	二八三七番地	有野三五〇番地	南アルプス市百々一三一一番地	旭町上条北割六〇三番地	葎崎市円野町入戸野一一三番地	百々二九七〇番地	南アルプス市野牛島二〇五三番地	葎崎市旭町上条北割二二三二六番地	同番地 小笠原一五七一 二二	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同
加賀爪満治	竹野富夫	葎崎市清哲町青木一四一四番地	下今諏訪三七番地
同	同	同	同

●土地改良区役員の変更及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、野牛
 島土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があつた。

平成十六年 五月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	齋藤 哲雄	南アルプス市野牛島一五八番地	平成十六年四月三日
同	向山 尊金	同 四番地	二四四三 三同
同	三枝 正輝	同 番地	二四三七 五同
同	清水 脩	同	二〇八〇番地 同
同	大柴 義秀	同	二〇六三番地 同
同	篠原 幸一	同	二〇五四番地 同
同	中島 竹男	同	二〇二六番地 同
同	市川 利徳	同	一九九〇番地 同
同	飯室 治	同	二〇〇二番地 同
同	藤巻 弥	同	一九九七番地 同
同	藤巻 孝也	同	一八六八番地 同
同	藤巻 直巳	同	一八四七番地 同

二 就任

同	同	監事	同	同	同	同
金子一	藤巻勤	藤巻欣一	西野修弘	清水元	小沢啓	清水肇
同	同	同	同	同	同	同
		野牛島一〇四八番地	九九八番地	一〇一〇番地	上高砂一五三一番地	六科一五三七番地
一九八六番地	一九七五番地	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	役職名
中島紀義	中島久元	中島皓	中島清仁	大芝久文	齋藤俊明	桜本勝二	中島利夫	大芝政則	中島元男	中込量	氏名
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	住
									番地	南アルプス市野牛島二二五〇番地	所
二二二四番地	二〇七五番地	二〇四〇番地	一九九六番地	一九五五番地	二二二四番地	一八八二番地	二〇八八番地	二〇三四番地	一九七四	同	就任年月日
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成十六年四月三日

同	同	同	同	同	同	同	同
藤巻信行	笹本徹也	小沢武徳	西野速雄	西野巨	齋藤哲男	向山尊金	三枝正輝
同	同	同	同	同	同	同	同
一八五〇番地	六科一五四七番地	上高砂一〇八九番地	野牛島一七三七番地	上高砂九〇七番地	野牛島一五八番地	四番地	番地
同	同	同	同	同	同	同	同

● 土地改良区役員の変更及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、徳島
 堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 平成十六年五月二十四日

一 退任

山梨県知事 山本 栄彦

同	同	同	同	同	同	同	同
武川文三	山本義清	鈴木正臣	根岸清幸	加賀爪萬治	内藤静男	加賀爪萬治	内藤静男
同	同	同	同	同	同	同	同
大草町下条中割七一一番地	上條南割二〇三二番地	旭町上條北割一〇四〇番地	神山町北宮地一〇八一番地	青木一四一四番地	葎崎市清哲町折居八一七番地	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同

